

労働者健康福祉機構における 取組

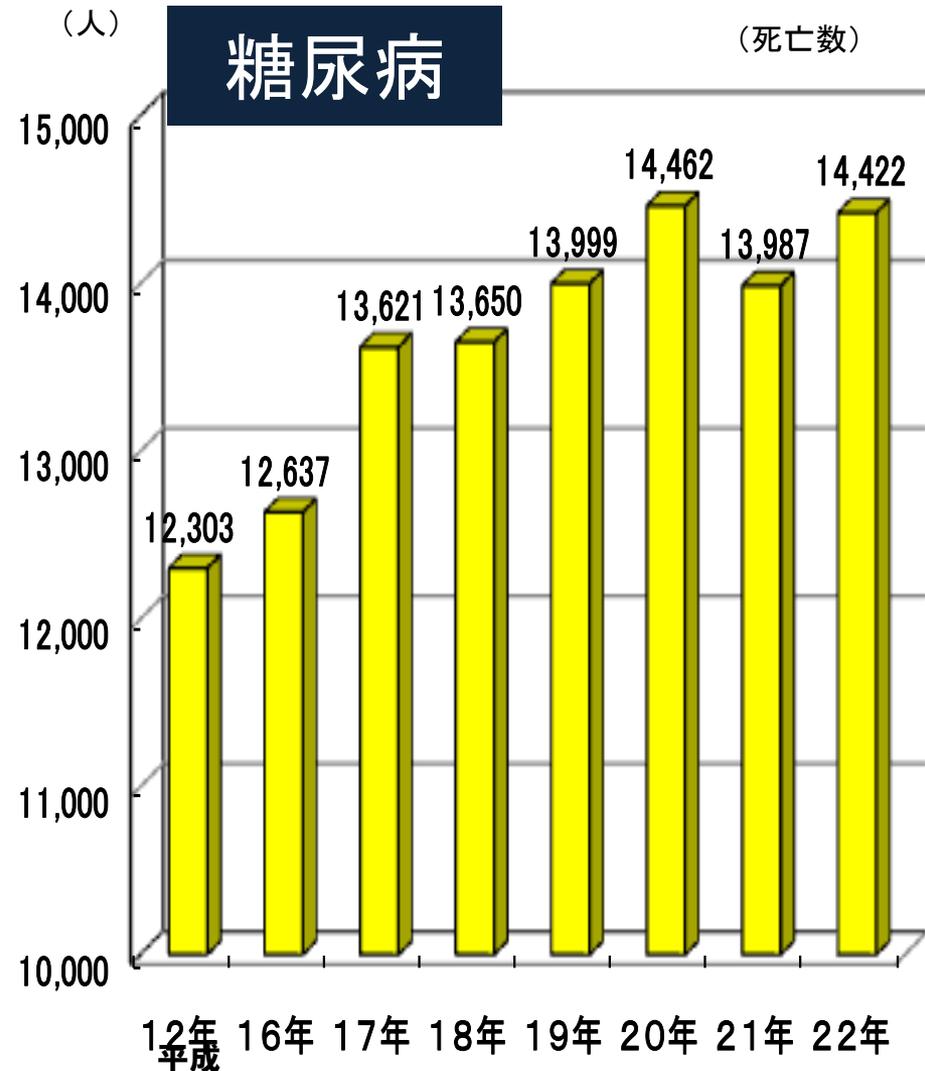
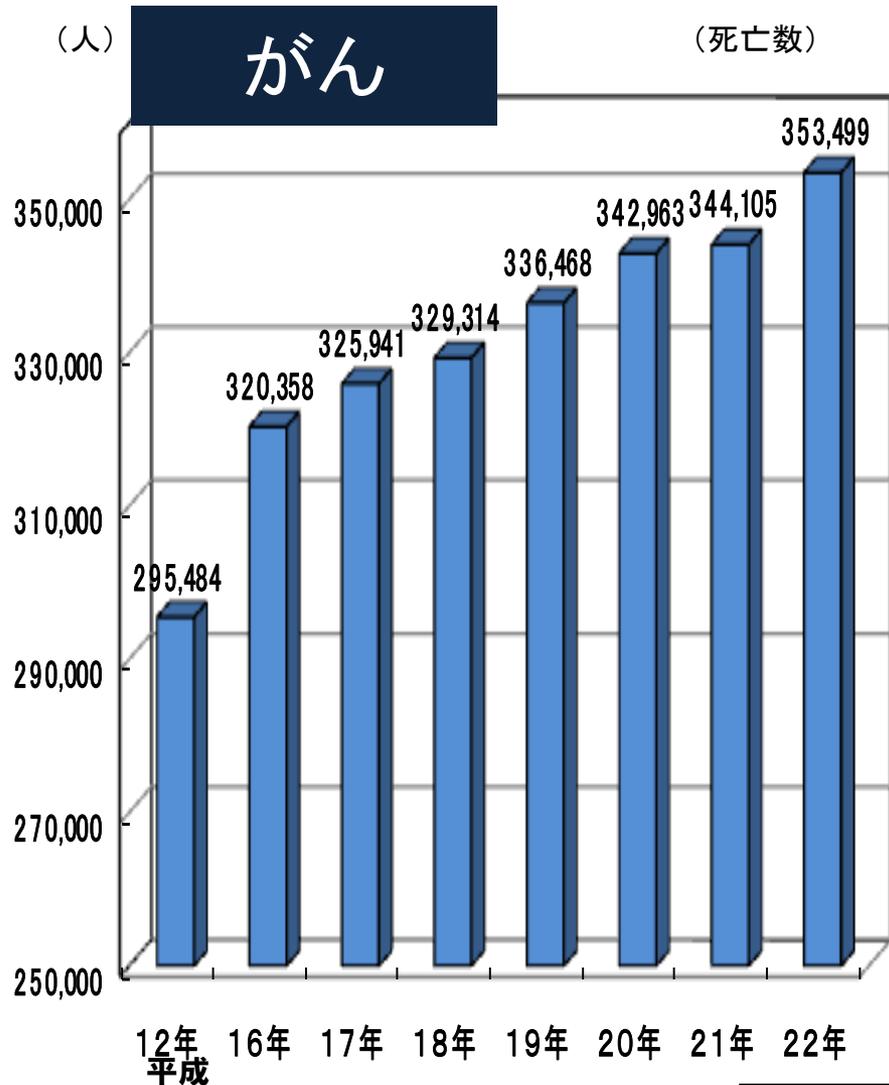
勤労者の健康問題についての変遷

- 昭和20～30年代 じん肺・重金属中毒など典型的職業病が多く見られる。
- 昭和40年代 産業活動の拡大に伴う低濃度の有害物質に長期間さらされることによる慢性的職業病、作業の機械化による振動障害、腰痛、頸肩腕障害が多く発生
- 昭和50年代 化学物質による新しい職業がんが社会問題化
- 昭和60年代 勤労者の脳血管疾患・心疾患が社会的な注目を集める。
女性の職場進出に伴う母性を含めた健康管理の問題が増加

現代(平成時代)

- 生活習慣病・メンタルヘルス対策の重要性
- アスベストによる健康被害の顕在化
- 治療の医療から予防重視の医療へ
- **治療と職業生活の両立支援の重要性**

職業生活の継続を脅かす疾病



労災疾病等13分野医学研究(第1期 H16~H20年度) 「感覚器障害」分野が明らかにした勤労者の現状

糖尿病網膜症各群の眼科・内科通院歴

	経過観察群	網膜光凝固群	硝子体手術群
眼科通院歴	42%	31%	47%
内科通院歴	74%	65%	65%
眼の病気による離職率	13%	34%	56%

※登録時より1年以上前から継続通院しているものを「通院歴あり」とする。

手術に至る例でも眼科通院は半数以下であり、内科通院も6~7割であった。

糖尿病定期通院を自己中断した理由(J-DOIT2) (川井紘一ら「プラクティス」2007年)

・仕事で忙しかった。(51%)

糖尿病性網膜症の勤労者は、仕事が理由で通院加療を続けられず、視力障害が進行し、失職してしまうケースが多い。

両立支援の取り組みに係る提言

職業性疾病を含めたがん、脳卒中、急性心筋梗塞等の脳・心臓疾患、糖尿病等……就労が継続可能となる治療体系の確立、医療の視点から行う療養後の職場復帰支援等をはじめとした疾病の治療と職業生活の両立支援が求められている。

「独立行政法人労働者健康福祉機構中期目標」 厚生労働大臣(平成21年2月27日)

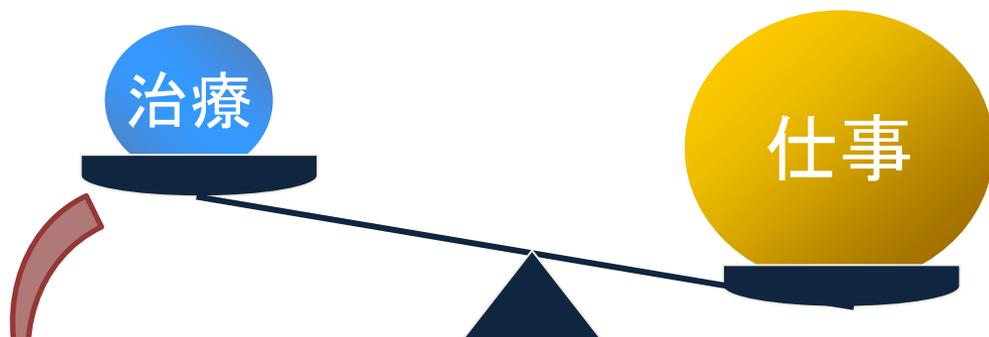
労災疾病等13分野研究(第2期 H21~H25年度)

分野	主なテーマ
<p>NEW!!</p> <p><u>勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援</u></p>	<p>【糖尿病分野】</p> <ul style="list-style-type: none">○企業における糖尿病患者の実態調査○両立支援(糖尿病)ガイドラインの作成 <p>【がん分野】</p> <ul style="list-style-type: none">○がん患者の職場復帰のためのクリニカルスコア・ガイドラインの作成

治療と仕事のジレンマ(現状)

仕事があるから、会社は休めない。
具合が悪いけど、仕事は辞められない。

仕事に専念するあまり治療
に十分な時間が割けない。

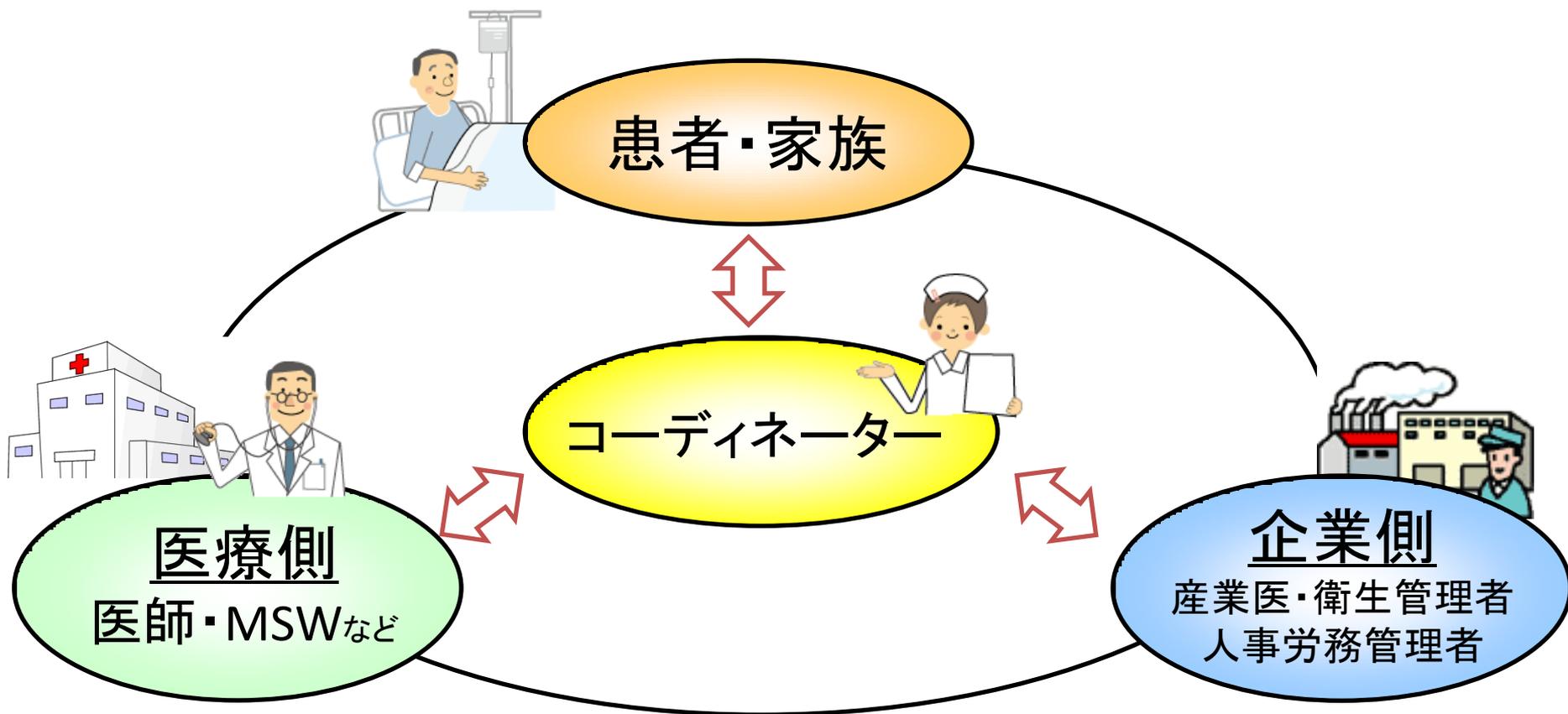


十分な治療を可能にする
ためには...

仕事と治療の両立が可能と
なる体制が必要



治療と職業生活の両立支援体制の確立(将来)



【労災疾病等13分野医学研究(両立支援分野)で目指すこと】

- ・患者・主治医・職場の3者間の情報共有のためのコーディネーターの配置・養成
- ・相互理解を可能にする「がん」、「糖尿病」における治療と就労のガイドライン等の作成

脳血管疾患における復職コーディネーターの役割(例)

急性期治療

回復期治療

**維持期治療
家庭復帰**

社会生活の自立
耐久力向上

職場復帰

職業リハビリとの連携

- ・ハローワーク
- ・障害者職業センター



- ・患者・家族・医療者から情報収集
- ・患者・家族の希望や不安を聴く
- ・職場からの情報収集
- ・医療・職業関連情報の整理

- ・回復期病院への情報伝達
- ・患者回復状況のチェック
- ・患者・転院先・職場間の情報共有化
- ・産業医との連携(関与があれば)

- ・復職方法の検討(原職復帰, 配置転換など)
- ・患者・家族と職場との調整
- ・再就職の可能性

- ・復職後のフォロー
- ・職業リハへの情報提供

労災病院において 勤労者の視点に立って取り組んでいる事例①

職場訪問型職場復帰支援の実施(横浜労災病院)

専門スタッフが事業所を訪問し、

- ①休職者及び復職者と面談を行い得られた情報を管理監督者・産業保健スタッフと共有
- ②メンタルヘルス不調者に対してカウンセリングを行う
- ③管理監督者・人事労務担当者と面談し、休職者へのサポートを行う
- ④従業員、管理職を対象としてメンタルヘルス教育研修などを実施

職場訪問(復職のためのリハビリの実施)

障害を残して復職する場合、原職復帰、配置転換などとなるが、専門スタッフが職場を訪問し、勤労者の意向、職場環境、障害状況等を考慮した上で、職場環境の調整を行ったり、復職時予定勤務内容に応じたリハビリを実施

労災病院において 勤労者の視点に立って取り組んでいる事例②

人間ドックの土・日曜日実施

平日受診しにくい勤労者のために、土・日曜日に人間ドックを実施

- ・ 土曜日脳ドック(青森労災病院)
- ・ 土曜日人間ドック(月1回)(関東労災病院)
- ・ 日曜日人間ドック(月1回)(東京労災病院)

外来診療の土曜日実施

平日受診しにくい勤労者のために、土曜日午前中に外来診療を実施

- ・ 土曜日外来(紹介患者限定、午前中)(山口労災病院)

出張健診(特殊健康診断を含む)

平日健診を受診しにくい勤労者のために、事業場に出張して健診(特殊健康診断を含む。)を実施

- ・ 振動障害特殊健診に係る巡回診療(愛媛労災病院、熊本労災病院)

労災病院において 勤労者の視点に立って取り組んでいる事例③

事業場への嘱託産業医の派遣

産業医のいない事業場に対して、勤労者の健康管理等のため、嘱託産業医として事業場に派遣

勤労者心の電話相談の実施(19病院)

勤労者の仕事に対する強いストレスや不安等を取り除くために、専門カウンセラーを配置して無料の電話相談を実施

事業場での個別指導や講習会等の実施(30病院)

勤労者の過重労働による健康障害を防止するために、事業場に出向いて個別指導や疾病に関する予防及び症状の改善、増悪防止などに関する講習会等を実施(時間外、休日を含む)